第

5 1 0 8

号



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2014年)平成26年11月14日 金曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行:税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: http://www.zeirishi-miwa.co.jp

△ 損金算入できる役員賞与

A:事前に、支給時期と額を届出たものは、 損金の額に算入することができます。

【解説】

役員に対する臨時的な給与(役員賞与)は、これまで、経費性がないということから、損金に算入することが認められていませんでした。しかし、会社法や会計基準において、役員賞与も報酬の一部であると捉えられることとなったため、税務でも、その取扱いに準じ、一定の要件を満たす給与については、損金算入を認めることとなりました。

一定の要件とは、次の要件をいいます。

- ①所定の時期に確定額を支給する旨の定めに 基いて支給する給与であること
- ②事前に納税地の所轄税務署長にその内容を 届出していること

また、届出の期限は、次の日のうちいずれか早い日までとされており、届出をしなかった場合は、原則として、その給与は損金の額に算入されません。

- ①役員給与の定めに関する決議をした株主総会等の日(職務執行を開始する日の方が早い場合はその開始する日)から1月を経過する日
- ②その会計期間開始の日から4月を経過する 日







